

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付の手続き



令和8年4月
大分県警察本部
生活安全企画課

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付の手続き

第1 はじめに

1 策定の目的

現在、大分県では地域住民の身近で起きる犯罪や身近に不安を感じる犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい、子供・女性に対する声掛け事案等）の発生を抑止するための様々な対策を行っています。

その中で、防犯カメラは、24時間撮影が可能であるなど、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

その一方で、撮影される方のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そこで、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することにより、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちの実現につながることを目的として、地域見守り力向上（防犯カメラ設置）事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について規定し、設置される防犯カメラが適正に運用されるために必要な事項を定めた「補助金交付の手続き」を作成しました。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

要綱に基づく防犯カメラは、犯罪の防止や子どもの見守りを目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

第2 用語の定義など

1 防犯カメラとは（要綱第1条関係）

要綱に基づき設置された防犯カメラは、要綱だけでなく、この補助金交付の手続きに規定された事項についても遵守し、適切に運用していただくこととなります。

要綱に定める防犯カメラとは、地域住民の身近で起きる犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等）、又は地域住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声掛け事案等）を防止することを目的として、道路や公園、自動車駐車場・自転車駐輪場等の不特定かつ多数の者が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラで、録画装置（ビデオ、DVDレコーダー、HDD等）を有するものをいいます。

2 防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする自治組織、学校PTA、組合又は団体とは(要綱第2条関係)

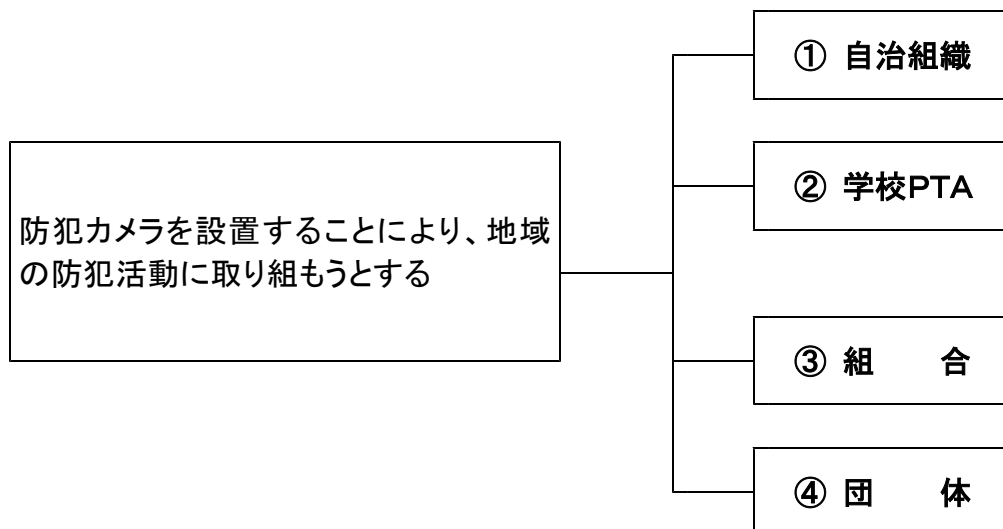
「防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする」とは、例えば、

- ① 町内会等の組織が、町内会の総会や役員会など、その組織の意見を集約する場
- ② 住民組織や組合などが、住民総会や組合員の総会や理事会等その構成員の意見を集約する場

等において、防犯カメラを設置することが承認されていることをいいます。

- 「自治組織」
「自治会、町内会、町会など、名称の如何を問わず、いわゆる地縁団体
- 「学校PTA」
各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体
- 「組合又は団体」
自治組織等の団体で構成された組合や協議会等の団体
申請には、申請団体の存在を証明する規約、役員名簿等が必要になります。

(申請者)



※ 防犯カメラに対する不安感の解消を図るためにも、地域住民からの同意を得ることが求められており、これらの協議を図る上でも、自治会等が主体となって話を進めるのが最良です。

本事業では、自主防犯活動に積極的で、防犯カメラの設置意向があるものの、財政基盤が脆弱な自治会等を対象に設置費用の助成を行っています。

第3 補助対象地域

補助事業の対象地域は、まず

① 大分県内に設置されることを条件とします。

次に、大分県が補助対象地域として選定するひとつの基準(目安)として、

② 犯罪多発地域

③ 過去に子供・女性に対する犯罪や声かけ事案、つきまとい等の事案が発生している地域

または、

④ 上記②、③以外で、地理的条件等から、犯罪の発生が予想され地域住民が不安に感じている地区

に防犯カメラが設置されることを補助条件とします。

従いまして、補助事業では、①の地域であることを前提として、②～④のいずれかを満たした地域であれば、対象地域に該当します。

第4 契約手続

物品の購入及び設置工事等の契約は、「大分県契約事務規則」に準じ、競争性のある契約方法を履行し、契約の相手方の選定理由等の妥当性など、契約の透明性が確保されるように留意してください。

第5 注意事項

- 知事は、補助金の交付申請受理後、内容を審査した結果、補助金の交付が適当でないと思えたときは、補助金不交付通知書(第1号様式)により、当該申請者に通知します。
- 申請者は、補助金の交付決定通知を受ける前に、当該申請に係る防犯カメラ設置について、購入に係る契約及び設置工事を行ってはけません。
- 知事は、補助金の交付決定をした場合でも、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができます。
- 知事は、補助金の交付の取り消し又は変更を行った場合は、補助金交付決定取消し・変更通知書(第2号様式)により当該補助事業者へ通知します。
- 要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付決定通知書(第7号様式)中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載します。
- 知事は、補助金の適正な執行を期するため、補助金交付要綱の施行に必要な限度に

において、補助事業者に対し、当該補助金を活用して設置した防犯カメラの管理状況等を確認することができます。

- 知事は、防犯カメラの管理状況等を確認するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができます。
- 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を補助金返還通知書(第3号様式)により返還を命ずることができます。

第6 年度内執行の原則

- **申請の受付期間は、原則令和8年12月1日(火)までとします。**

補助金の交付を受けるためには、設置が完了しているだけでなく、その年度内に警察職員の行う完了確認検査も終了していなければなりません。

完了確認検査ではカメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「カメラ作動中」の看板を設置していることまで含めて、全ての工事が終了している必要があります。

年度末近くになって申請をした場合、年度内に、警察職員の行う完了確認検査まで終了するのは困難となる場合が想定されますので、申請の受付期間を年内の令和8年12月1日までと規定しています。

また、工事についても、年度末近くに着手した場合、機器の不良等不測の事態が発生した際には、年度内の完了が困難となる場合があります。

申請や工事の着手は、早めに行っていただきますようお願いいたします。

第7 事業実績報告書の期限内の提出

- **期限内に提出しないと補助金の交付が取り消されます。**

補助事業が完了したときは、

- ① 完了の日の翌日から起算して30日を経過した日

または、

- ② 補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日

のいずれか早い日までに、補助金交付要綱第12号様式の「補助事業実績報告書」を提出しなければなりません。

この期限内に正しく事業実績報告書を提出していただかないと、補助金の交付決定が取り消され、補助金が受けられなくなります。

根拠規定：大分県補助金等交付規則第12条

第8 おわりに

防犯カメラを設置することは、その地域における防犯力の向上に効果があることは、全国的な取り組みで既の実証されております。

しかし、一方でプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影されることが無制限に許されるものではありません。

要綱に基づき防犯カメラの設置をしようとする方々は、要綱とこの補助金交付の手続きを参考に、プライバシーに配慮した上での、適切かつ効果的な活用をしていただきますようお願いいたします。